

(仮称)江差風力発電事業  
環境影響評価準備書についての  
意見の概要と事業者の見解

平成 31 年 2 月

江差ウインドパワー株式会社

## 目 次

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	2
(1) 開催日時	2
(2) 開催場所	2
(3) 来場者数	2
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価準備書について提出された 環境の保全の見地からの意見の概要と事業者の見解	4

## 第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成した旨及びその他の事項を公告し、準備書及び要約書を公告の日から起算して1ヶ月間縦覧に供するとともに、インターネット利用により公表した。

#### (1) 公告の日

平成30年12月27日(木)

#### (2) 公告の方法

##### ① 日刊新聞による公告

平成30年12月27日(木)付で、下記の日刊紙に「お知らせ」公告を掲載した。

・函館新聞(朝刊15面) [別紙1参照]

##### ② 広報誌によるお知らせ

平成30年12月27日(木)付で、下記の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

・広報えさし(平成30年12月27日(木)) [別紙2参照]

・広報あっさぶ(平成30年12月27日(木)) [別紙3参照]

##### ③ インターネットによるお知らせ

平成30年12月27日(木)から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・事業者ウェブサイトに掲載 [別紙4参照]

・北海道ウェブサイトに掲載

・江差町ウェブサイトに掲載

・厚沢部町ウェブサイトに掲載

#### (3) 縦覧場所

下記の関係自治体庁舎において縦覧を行った。また、事業者のウェブサイトにおいて、インターネットの利用により公表した。

##### ① 関係自治体庁舎での縦覧

・北海道檜山振興局保健環境部環境生活課

・江差町まちづくり推進課

・厚沢部町総務政策課

##### ② インターネットの利用による公表

・事業者ウェブサイトにおける準備書及び要約書の公表 [別紙4参照]

※公告に事業者ウェブサイトURLを記載し、北海道、江差町及び厚沢部町のウェブサイト  
に上記事業者ウェブサイトへのリンクを掲載することにより、準備書及び要約書の参照  
を可能とした。

#### (4) 縦覧期間

期間:平成30年12月27日(木)～平成30年1月25日(金)まで(庁舎は土・日・祝日を除く)

時間:庁舎は午前9時00分～午後5時00分まで

※但し、2月8日(金)までは縦覧場所にて公表した。

※なお、インターネットの利用による公表は、上記の期間中、常時アクセス可能な状態とした。

#### (5) 縦覧者数

縦覧者数(総数) 0名 (縦覧者名簿記載者数)

(内訳)

・北海道檜山振興局保健環境部環境生活課 0名

・江差町まちづくり推進課 0名

・厚沢部町総務政策課 0名

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は1,283回であった。

## 2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第17条第1項の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、準備書の縦覧等に関する公告(お知らせ)と同時に行った。

#### (1) 開催日時

第1回:平成31年1月8日(火)17時30分～19時30分

第2回:平成31年1月9日(水)17時30分～19時30分

#### (2) 開催場所

第1回:江差町文化会館小ホール(江差町茂尻町71)

第2回:厚沢部町町民交流センターあゆみ交流ホール(厚沢部町新町181-6)

#### (3) 来場者数

第1回:0名

第2回:0名

### 3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた(意見書のフォーマットは、別紙5参照)。

#### (1) 意見書の提出期間

平成30年12月27日(木)～平成31年2月8日(金)まで  
縦覧期間及びその後2週間とした。

#### (2) 意見書の提出方法

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・事業者への郵送による書面の提出

#### (3) 意見書の提出状況

意見書の提出は1通(意見書箱への投函なし、事業者への郵送1通)であった。

## 第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づき、準備書について、環境の保全の見地から提出された意見は1件であった。

「環境影響評価法」第19条の規定に基づく、準備書についての意見の概要及びこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

### 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	当社の見解
1	<p>■死骸が確認された「ヒナコウモリ4個体」についてP416に「死体探索調査ではヒナコウモリ4個体を確認された」とある。</p> <p>風力発電機でコウモリを殺害した(殺害した可能性がある)のが事実ならば、まずは企業としてこの事故を真摯に受け止め、深く反省するべきではないのか。おそらく事業者は、「既設の風力発電施設」において、平成14年4月の運転開始から、何も罪のない、益獣であるコウモリを毎年繰り返し殺害してきた可能性が高い(単純に計算すれば運転開始日から累計68個体、コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られ、3日程度で消失するので、実際に殺害したコウモリは、これよりもっと多いだろう)。</p> <p>これ以上、益獣のコウモリを殺さないでほしい。</p>	<p>現地調査で確認された死体は、死亡原因の特定には至っていませんが、バットストライクの可能性をも考えられるため、本事業においては現地調査で把握したコウモリの飛翔傾向を踏まえ、カットイン風速以下でフェザーモードを実施し、コウモリへの影響の低減に努める所存です。</p>
2	<p>■確認されたコウモリ類の死骸4個体についてP416に「死体探索調査ではヒナコウモリ4個体を確認された」とある。</p> <p>確認されたコウモリ死骸4個体について、それぞれの性別、年齢、確認日、死骸の状態(外傷の有無、腐敗状況)、前日の風速及び天候すべて記載すること。</p>	<p>確認死体の状態等は、以下に示すとおりです。</p> <p><b>【個体①】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確認日:平成29年8月1日</li> <li>・性:不明</li> <li>・年齢:成獣</li> <li>・死骸の状態:外傷見られず、ミイラ化</li> <li>・前日の風速:3.3m/s(夜間平均)</li> <li>・前日の天候:曇り</li> </ul> <p><b>【個体②】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確認日:平成29年8月8日</li> <li>・性:不明</li> <li>・年齢:不明</li> <li>・死骸の状態:扁平、ミイラ化</li> <li>・前日の風速:12.8m/s(夜間平均)</li> <li>・前日の天候:曇り</li> </ul> <p><b>【個体③】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確認日:平成29年8月30日</li> <li>・性:不明</li> <li>・年齢:幼獣</li> <li>・死骸の状態:外傷見られず、腐敗あり</li> <li>・前日の風速:3.2m/s(夜間平均)</li> <li>・前日の天候:曇り</li> </ul> <p><b>【個体④】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確認日:平成29年9月23日</li> <li>・性:雌</li> <li>・年齢:幼獣</li> <li>・死骸の状態:外傷見られず、腐敗なし</li> <li>・前日の風速:4.4m/s(夜間平均)</li> <li>・前日の天候:曇りのち晴れ</li> </ul>

No.	意見の概要	当社の見解
3	<p>■コウモリ類の保全措置として、フェザリングを行うことは大変評価される。</p> <p>既設の風車では、建て替えまでの期間中、コウモリの保全措置としてフェザリングを行うのか？仮に既設の風車でフェザリングを実施しないのならば、その合理的根拠及び貴社の企業倫理を述べること。</p>	<p>フェザリングの導入に際しては、風力発電機設置時におけるシステムの組み込みが必要であり、既存風力発電機への導入は困難な状況です。</p>
4	<p>■風速とコウモリの活動量の相関を示したことは評価される。</p> <p>本準備書で「風速とコウモリの活動量の相関」を考察したことは評価される。</p>	<p>専門家の助言を踏まえて、風速とコウモリの活動量の相関を解析いたしました。</p>
5	<p>■「3m/s」とした科学的根拠を述べよ</p> <p>仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、(バットストライクの影響予測について知識のある)「コウモリ類の専門家」との協議により「保全措置の閾値」を決めるべきではないのか。</p>	<p>環境保全措置の検討にあたっては、音声モニタリング調査によるコウモリ類の飛翔状況、並びに専門家のご意見を踏まえて、フェザリングの実施を検討いたしました。フェザリングを行う風速については、既存風力発電機のナセルでの音声モニタリング調査結果によると、既存風力発電機が稼働している状態で風速 3m/s 台以上でのコウモリ類の確認がほとんどみられないことから、3m/s 以下に設定いたしました。</p>
6	<p>■「3m/s」とした科学的根拠を述べよ 2</p> <p>事業者は、コウモリ類の保全措置としてカットイン風速以下の風速時のみ保全措置(フェザーリング)を行うという。</p> <p>新設する風力発電機のカットイン風速は 3m/s とある。つまり、本事業においてコウモリ類の保全措置の閾値(コウモリ類保全にとって最も重要な論点)は「3m/s」ということだが、事業者が閾値を「3m/s」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎない。</p> <p>コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的(主観的)に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。</p>	<p>上記見解に記載のとおり、既存風力発電機のナセルでの音声モニタリング調査結果によると、既存風力発電機が稼働している状態で風速 3m/s 台以上でのコウモリ類の確認がほとんどみられないという実態を踏まえて、フェザリングを行う風速を新設風力発電機のカットイン風速でもある 3m/s 以下に設定いたしました。</p>
7	<p>■「3m/s」とした科学的根拠を述べよ 3</p> <p>事業者は、コウモリ類の保全措置としてカットイン風速以下の風速時のみ保全措置(フェザーリング)を行うという。</p> <p>コウモリ類の保全措置として、「カットイン風速(3m/s)以下」のフェザリングだけでは足りない。なぜなら事業者の調査結果によれば「コウモリは 8 月下旬に風速 4m/s 台でも顕著に活動している」からだ(P420)。よって、コウモリの保全措置として、少なくとも 8 月下旬は風速 4m/s 以下でフェザリングを行うこと。</p>	<p>「8 月下旬に風速 2m/s～4m/s 台の確認数が顕著に多い傾向がみられた」(準備書 P420)との記載は、既存風力発電機が立地していない風況観測塔での調査結果部分になります。既存風力発電機のナセルでの調査結果によると、既存風力発電機が稼働している状態で風速 3m/s 台以上でのコウモリ類の確認がほとんどみられないことから、フェザリングを行う風速を 3m/s 以下に設定いたしました。</p> <p>なお、ブレード・タワー等への接近・接触の予測は不確実性を伴うため、準備書に記載のとおり、事後調査においてバットストライクの有無を確認し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、専門家等の助言や指導を得て、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を検討する所存です。</p>
8	<p>■事後調査でナセル高におけるコウモリの活動量調査を行うこと。</p> <p>コウモリの活動量調査は事前と事後で比較しないと意味がない。よって高空におけるコウモリ類の活動量は、事前と事後比較のため、同様のスペックで調査を実施する必要がある。</p>	<p>コウモリ類の活動量調査は、対象事業実施区域内のコウモリの活動状況を風速別及び旬別に把握することを目的として実施しております。</p> <p>事後調査では、環境保全措置として導入するフェザリングの効果の確認を目的とし、バットストライクの有無を確認いたします。</p>

No.	意見の概要	当社の見解
9	<p>■コウモリ類の死骸探索調査は月2回では足りない コウモリ類の死骸は小さいため、カラスや中型哺乳類などにより持ち去られて短時間で消失してしまう。コウモリについては最低でも月4回以上の死骸探索を行うべきだ。月1～2回程度の頻度では、コウモリの事後調査として不適切である。</p>	<p>事後調査については、最新の科学的知見や専門家等の助言を参考にしながら、必要に応じて適切な調査回数を検討いたします。</p>
10	<p>■コウモリ類の死骸探索調査について 前述の意見について事業者は「生物調査員による事後調査は月に2回とし、あと2回は定期点検のついでにおこなう」と回答するかもしれないが（「定期点検のついでに」死骸探索を行うのは物理的に不可能であろうが）、定期点検をする者と生物調査員とではコウモリ類の死骸発見率が全く異なることが予想される。「コウモリ類の死骸消失率」、「定期点検者と生物調査員、それぞれのコウモリ類の死骸発見率」を調べた上で、「適切な調査頻度を客観的に示す」こと。</p>	<p>事後調査については、最新の科学的知見や専門家等の助言を参考にしながら、必要に応じて適切な調査回数を検討いたします。 なお、確認頻度を増やす観点から、日常の管理・点検時においても補足的に確認を行います。</p>
11	<p>■コウモリ類の死骸探索調査は有資格者が実施すること コウモリ類の体は非常に小さく、地面に落ちた死骸は、そう簡単には見つけられない。コウモリ類の死骸探索は、観察力と集中力が必要とされる専門的な調査であり、十分な経験を積んだプロフェッショナル（生物調査員）が実施するべきである。よって、コウモリ類の死骸探索調査については、「すべて」生物分類技能検定1級（両生・爬虫・哺乳類分野）等の有資格者が実施し、「透明性」を確保すること。</p>	<p>事後調査については、最新の科学的知見や専門家等の助言を参考にしながら、必要に応じて適切な調査体制を検討いたします。</p>
12	<p>■意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。</p>	<p>ご意見の内容は要約せず、「意見の概要」の欄に全文を記載いたしました。</p>

## 日刊新聞による広告

函館新聞(平成30年12月27日(木)朝刊15面)

**お知らせ**

環境影響評価法に基づき、「(仮称)江差風力発電事業環境影響評価準備書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

- 一、事業者の名称 江差ウインドパワー株式会社  
代表者 代表取締役 森藤次雄
- 二、特定対象事業の名称 (仮称)江差風力発電事業  
種類 風力(陸上)  
規模 総出力約二万二千キロワット  
(単機定格出力三千四〇〇キロワット級、七基)
- 三、対象事業実施区域 北海道檜山郡江差町  
四、関係地域の範囲 檜山郡江差町、檜山郡厚沢部町
- 五、縦覧の場所 北海道檜山振興局保健環境部環境生活課、  
江差町まちづくり推進課、厚沢部町総務政策課、  
期間 平成三十年十二月二十七日(木)～平成三十二年二月二十五日(金)  
(土日・祝日、年末年始を除く)  
(但し、平成三十二年二月八日(金)までは縦覧場所に  
て公表いたします。)
- 時間 午前九時から午後五時  
電子縦覧 事業者ホームページ  
(<http://www.esashiwp.com>)
- 六、意見書の提出  
準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、「氏名、住所、準備書の名称、ご意見(日本語)」を明記の上、次の方法で意見書を提出することができます。  
提出方法 縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、次の事業者宛てに郵送してください。  
江差ウインドパワー株式会社  
〒〇四三〇〇二五  
北海道檜山郡江差町字泊町二一四四番地
- 七、意見書の提出期限  
平成三十一年一月八日(金)まで  
(郵送の場合は当日消印有効)
- 八、説明会の開催を予定する場所及び日時  
江差町文化会館小ホール(江差町字茂尻町七)  
平成三十一年二月八日(火)午後五時三十分から  
厚沢部町町民交流センターあゆみ交流ホール  
(厚沢部町新町二八・六)  
平成三十一年二月九日(水)午後五時三十分から  
(お問い合わせ先)  
江差ウインドパワー株式会社 電話 〇二二九五二四三五七  
株式会社環境管理センター 電話 〇四二六七三〇五〇九

広報誌によるお知らせ

広報えさし(平成 30 年 12 月 27 日発行)

**「(仮称) 江差風力発電事業環境影響評価準備書」  
の届出、縦覧及び説明会****<準備書の縦覧について>**

**【期 間】** 12月27日(木)～平成31年1月25日(金)  
午前9時～午後5時(土、日、祝日、年末年始を除く)  
※ただし、2月8日(金)までは公表いたします。

**【場 所】** 江差町役場まちづくり推進課  
※この他にも檜山振興局、厚沢部町役場において縦覧  
することができます。

**<説明会について>**

**【日 時】** 平成31年1月8日(火) 午後5時半から

**【場 所】** 文化会館小ホール  
※厚沢部町でも1月9日(水)に行われます。  
※詳しくは下記までお問い合わせください。

**【問】** 江差ウインドパワー株式会社 (☎ 52-4357)  
株式会社環境管理センター プロジェクト推進部  
(☎ 042-673-0509)

## 広報誌によるお知らせ

広報あつさぶ(平成 30 年 12 月 27 日発行)

『江差風力発電事業環境  
影響評価準備書』について

『(仮称)江差風力発電事業』を江差町字泊町に計画中の江差ウインドパワー(株)では、環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめた準備書の内容について、次のとおり地域説明会を開催します。

◆ 期日 1月9日(水)

◆ 時間 17時30分～

◆ 場所 町民交流センター

なお、準備書の縦覧を次のとおり行っていますので環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、役場備付の意見書に記入し提出してください。

◆ 期間 2月8日(金)迄

◆ 場所 総務政策課前ロビー

## インターネットによるお知らせ

## 事業者ウェブサイト(1/2)



「(仮称)江差風力発電事業環境影響評価準備書」の届出、縦覧及び説明会のお知らせ

このたび、弊社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称)江差風力発電事業環境影響評価準備書※」(以下、「準備書」)を経済産業大臣に届出を行うとともに、北海道知事、江差町長及び厚沢部町長に送付いたしました。

準備書の内容については、下記のとおり縦覧を行います。

※「準備書」とは・・・

準備書とは、方法書の手続きを経て選定された項目や内容に基づき実施した調査・予測・評価の結果及び環境保全措置の検討の結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめたものです。

準備書の手続きでは、事業者は準備書を縦覧するとともに説明会を開催し、住民など一般の方々には環境保全の見地からの意見を提出することができます。

■事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称 : 江差ウインドパワー株式会社  
 代表者の氏名 : 代表取締役 森藤次雄  
 主たる事務所の所在地 : 北海道檜山郡江差町字泊町1144番地

■特定対象事業の名称

(仮称)江差風力発電事業

■特定対象事業により設置される発電所の原動力の種類

風力(陸上)

■特定対象事業により設置される発電所の出力

総出力21,000kW(単機定格出力3,400kW級、7基を設置)

■対象事業実施区域

北海道檜山郡江差町に位置する(「対象事業実施区域の位置」参照)  
 対象事業実施区域面積約149ha

■準備書の縦覧の期間・時間

平成30年12月27日(木)～平成31年1月25日(金)まで(土・日・祝日、年末年始を除く  
 午前9時から午後5時まで  
 (但し、平成31年2月8日(金)までは縦覧場所にて公表いたします。)

■縦覧場所

- ・北海道檜山振興局保健環境部環境生活課  
 (北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3 北海道檜山振興局庁舎1階)
- ・江差町まちづくり推進課  
 (北海道檜山郡江差町字中歌町193番地1 江差町役場2階)
- ・厚沢部町総務政策課  
 (北海道檜山郡厚沢部町新町207 厚沢部町役場1階)

## 事業者ウェブサイト(2/2)

### ■ 電子縦覧

準備書の内容については、下記からもご覧いただけます。

(複製や加工、他のホームページ等への掲載等を禁じます。)

「〔仮称〕江差風力発電事業環境影響評価準備書」

2分冊の1 表紙、目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 第1節 自然的状況

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 第2節 社会的状況

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

第6章 方法書についての意見と事業者の見解

第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言

2分冊の2 表紙、目次

第10章 環境影響評価の結果 第1節 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果

10.1.1 大気環境

10.1.2 水環境

10.1.3 その他の環境

10.1.4 動物

10.1.5 植物

10.1.6 生態系

10.1.7 景観

10.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場

10.1.9 廃棄物等

第10章 環境影響評価の結果 第2節 環境の保全のための措置

第10章 環境影響評価の結果 第3節 事後調査

第10章 環境影響評価の結果 第4節 環境影響の総合的な評価

第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

第12章 その他環境省令で定める事項

資料編

「〔仮称〕江差風力発電事業環境影響評価準備書 要約書」

### ■ 説明会

以下のとおり、準備書の内容に係る説明会を開催します。

・平成31年1月8日(火) 17時30分～

江差町文化会館 小ホール (江差町字茂尻町71)

・平成31年1月9日(水) 17時30分～

厚沢部町 町民交流センターあゆみ 交流ホール (厚沢部町新町181-6)

### ■ 意見書の提出について

準備書の内容について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、「氏名、住所、準備書の名称、ご意見(日本語)」を明記の上、下記(1)または(2)の方法でご提出ください。

(1) 上記縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函 ※平成31年2月8日(金)まで

(2) 弊社宛てに郵送 ※平成31年2月8日(金)まで(当日消印有効)

江差ウインドパワー株式会社

〒043-0025 北海道檜山郡江差町字泊町1144番地

※封筒に「意見書在中」と明記してください。

「意見書フォーマット」※ダウンロードしてご自由にお使いください。

### ■ お問い合わせ先

江差ウインドパワー株式会社 TEL 0139-52-4348

株式会社環境管理センター プロジェクト推進部 TEL 042-673-0509

(土・日・祝日、年末年始を除く午前9時から午後5時まで)

意見書フォーマット

「(仮称) 江差風力発電事業 環境影響評価準備書」

意見用紙

ご住所 \_\_\_\_\_

ご氏名 \_\_\_\_\_

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

2：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使い下さい。